横瀬町行財政改革プラン

2007~2009

平成19年3月

横瀬町

もくじ

は	じめ	に			1
Ι	基	本	事具	項	
	1	計画の領	含称		2
	2	計画の類	期間		2
	3	計画の調	取旨		2
	4	町財政の	の現状		2
	(1)地方多	交付税(の推移	2
	(2)町税》	央算額の	の推移	3
	(3)実質的	単年度に	収支の推移	4
	(4)財政記	周整基金	金残高の推移	4
	(5)主要則	財務比望	率の推移	5
	5	町財政の	の展望		6
	6	改革の』	必要性		7
	(1)自治位	本を取り	り巻く環境の変化	7
	(2)厳しる	さを増え	す財政状況	7
	7	改革大約	岡 .		8
	8	改革の流	進め方		10
II	取	組	事具	頃	
	1	行政の打	担うべき	き役割の重点化	11
	2	組織力の	の強化		15
	3	人事管理	里等の過	適正化	16
	4	公正の配	催保と説	透明性の向上	17
	5	自主性	・自立物	性の高い財政運営の確保	18
	用語 (※E			の解説)	21

はじめに

本町は、昭和60年・平成8年に横瀬町行政改革大綱を、平成12年に横瀬町新行政改革大綱及び実施計画を、平成17年には緊急行財政改革決定事項を策定し、それぞれに行財政改革に取り組んできました。

特に、緊急行財政改革決定事項においては、平成16年3月に実施した「合併についての意思を問う住民投票」の結果を尊重し、当面、単独でのまちづくりを選択した本町が直面する深刻な財源不足を補うため、多岐にわたる行財政改革項目のうちから緊急に取り組むべき事項を取り上げ、具体的な方策等を取りまとめ、その多くを直ちに実行に移しました。

しかしながら、国の三位一体改革による地方交付税額の減少は、小さな町に とっては予想をはるかに超えてその影響が及んでおり、今、町の財政は極めて 厳しい状況にあります。

このような中で、単独でのまちづくりを進めるには、行政と町民が一丸となって改革に取り組んでいくことが不可欠です。このため、町では従前の行政改革計画に新たな事項も加えて再構築し、横瀬町行政改革推進委員会の答申を踏まえ、緊急かつ集中的に改革を進めるため本プランを策定しました。

本町は、このプランに基づき、一層の行財政改革に取り組んで参りますので、 町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成19年3月

横瀬町長 加藤嘉郎

I 基本事項

1 計画の名称

この計画の名称は、「横瀬町行財政改革プラン 2007~2009」とします。

2 計画の期間

この計画の期間は、平成19年度から平成21年度までの3年間とします。

3 計画の趣旨

この計画は、横瀬町新行政改革大綱・実施計画及び緊急行財政改革決定事項において現に取り組んでいる改革事項を継承しつつ、新たな取組事項も加えて再構築したもので、これらにより、緊急かつ集中的に改革を推進し、持続可能な行財政運営の確立を目指すものです。

4 町財政の現状

本町では、従来から住民ニーズに的確に応えるため、必要な諸施策を積極的に実施しながらも、財政の健全性の確保には最も注意を払ってきました。同時に、不測の財源不足や特定の事業を継続的に実施するための財源としての各種基金も一定額を確保してきました。

しかし、平成13年度決算までは順調に維持されてきた町財政の健全性が、 平成14年度以降、急速に悪化しました。町の主要な財源である町税と地方交付税の減収がその主な要因ですが、特に地方交付税の大幅な落ち込みは深刻な問題となっています。

(1) 地方交付税の推移

本町における普通交付税の推移を見ると約8億6,200万円の歳入があった平成11年度をピークにし、それ以降は年々減少し続け、平成17年度には約4億9,200万円にまで減少しました。

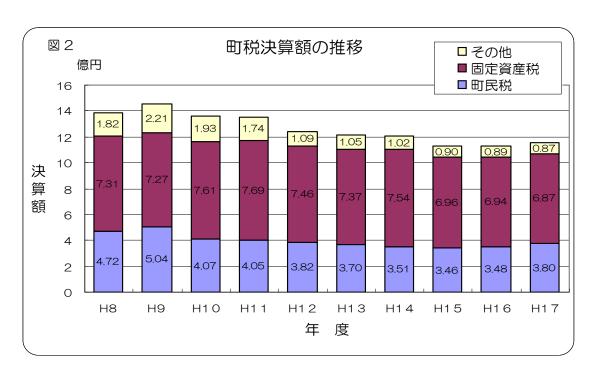
また、平成13年度以降、地方交付税が減額になる分を臨時財政対策債で補っていますが、平成17年度では、普通交付税、特別交付税及び臨時財政対策債を合わせた額が約7億6,100万円でピーク時の平成11年度地方交付税額より約2億3,600万円も減少するなど、極めて深刻な状況となっ

ています。(図1)



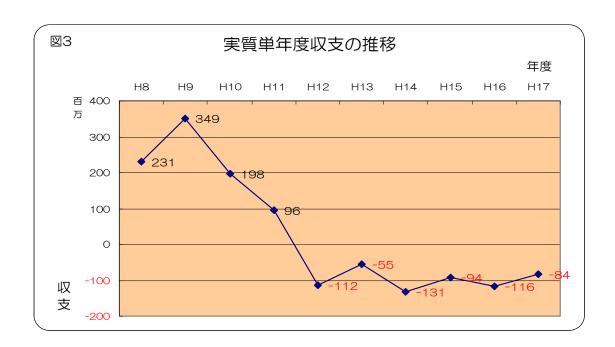
(2) 町税決算額の推移

町一般会計の最も重要な財源である町税は、平成9年度決算額の約14億5,200万円をピークにそれ以降減り続け、平成16年度には約11億3,200万円までに落ち込みました。この中で、町民税は平成9年度に約5億400万円あった歳入が平成15年度には約3億4,600万円まで減収となりましたが、その後は微増ながら増収に転じています。(図2)



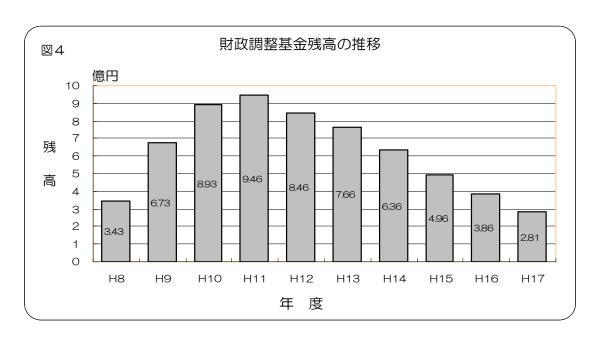
(3) 実質単年度収支の推移

本町の実質単年度収支は、平成11年度までは黒字であったものが平成 12年度から赤字に転落し、その後も回復することなく赤字が続いています。 この赤字分は、財政調整基金を取り崩して補っています。(図3)



(4) 財政調整基金残高の推移

本町の財政調整基金残高は、平成11年度の約9億4,600万円をピークとして、それ以降は町税や地方交付税の減少分を補うために取り崩し、平成17年度には約2億8,100万円にまで減少しています。(図4)



(5) 主要財務比率の推移

経常収支比率の数値が年々高くなってきており、財政の硬直化が進行しています。(表1)

《町の主要財務比率の推移》

表1

年度	財政力指数3ヶ年平均値	経常収支比率	経常収支比率 中に占める 人件費の割合	지만 CF1 고대	公債費比率
		(%)	(%)	(%)	(%)
Н 8	0.602	78.4	28.6	99.1	14.8
Н 9	0.595	78.0	29.0	99.0	13.7
H10	0.607	82.1	30.2	93.8	12.8
H11	0.574	79.1	29.5	100.7	12.2
H12	0.573	80.4	30.1	98.9	8.8
H13	0.573	83.7	30.7	101.6	9.0
H14	0.588	86.1	31.3	100.4	9.0
H15	0.619	89.4	32.2	101.0	9.5
H16	0,663	94.9	34.3	99.9	11.4
H17	0.683	88.6	32.1	102.4	11.3

(資料:埼玉県総合政策部市町村課作成各年度市町村決算概要)

参考:県内の町村平均値

H15	0.618	84.5	29.9	_	11.3
H16	0.660	89.0	31.6		11.8
H17	0.694	88.0	30.5	_	11.9

○財政力指数

1に近いほど財源に余裕があるとされています。

○経常収支比率

通常80%程度に収まることが妥当と考えられ、数値が高いほど財政が硬直化していることになります。

○経常一般財源等比率

100を超える度合いが高いほど経常一般財源に余裕があるとされています。

○公債費比率

数値が高いほど財政硬直化の要因となり、10%を超さないことが望ましいと言われています。

5 町財政の展望

平成18年度の町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ27億円で、近年にない緊縮予算となっています。

この先も、歳入状況が好転しない限り、厳しい財政運営が続くと予想され、 緊縮予算編成を継続せざるを得ない見通しとなっています。(表2)

表2 《 町の一般会計財政収支の見通し 》 _(単位:百万円)

20, 2				(単位・日のロ)
X	分 年 度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳	入	2,840	2,900	3,286
	町税	1,284	1,289	1,279
	使用料及び手数料	40	40	39
	財産収入	8	10	9
	地方交付税	548	548	571
	国県支出金	302	296	315
	建設地方債	81	95	387
	臨時財政対策債	148	119	95
	その他	429	503	592
	(うち財政調整基金繰入金)	(5)	(70)	(165)
歳	出	2,840	2,900	3,286
	人件費	712	704	720
	扶助費	176	178	180
	公債費	306	308	318
	普通建設事業費	247	291	643
	(うち単独事業費)	(51)	(40)	(40)
	物件費	509	484	484
	補助費等	469	431	431
	繰出金	370	394	403
	その他	51	110	107
	(うち財政調整基金積立金)	(5)	(60)	(60)
			YEAR . TO # 10 F 0	CD +++ ++= m+ n+ +++ = 1 -== 1

(資料:平成19年3月横瀬町財政計画)

参考1:財政調整基金の実質取り崩し額を除いた場合の差引額 (単位:百万円)

平成19年度	平成20年度	平成21年度
0	1 0	▲ 105

参考2:横瀬町一般会計歳入歳出決算額の推移 (単位:百万円)

S S E BOOK S RAZELIAW (WALE S) ESSED							
区分年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度		
歳入	3,333	3,396	3,415	3,299	3,319		
歳出	3,143	3,201	3,247	3,163	3,162		

(資料:各年度横瀬町一般会計歳入歳出決算書)

6 改革の必要性

(1) 自治体を取り巻く環境の変化

今日の自治体を取り巻く環境は、財源の大幅な不足、少子高齢化、住民の 価値観や生活様式の多様化に伴う新たな行政需要の発生など様々な課題を抱 えています。

また、地方分権一括法施行後は、自治体の条例制定権が拡大されたことや 国から自治体への関与が大幅に制限されたことなどから、自治体の役割や責 仟は一層増しています。

このような状況の中、限られた財源で行政運営をしていくには、これまで 以上に行政と住民の役割や住民サービスの見直しなどの改革を行うとともに、 行政運営の透明化や地方分権化された行政に対応できるよう職員の意識改革 と人材育成及び迅速かつ柔軟に対応できる体制の整備を図ることなども必要 となっています。

年少人口 生産年齢人口 高齢者人口 区分 計 年度等 (O歳~14歳) (15歳~64歳) (65歳以上) 人 10.236人 1,850人 6,668人 1,718人 H 9 構成比 18.1% 65.1% 16.8% 100% 1,871人 10,011人 1,657人 6,483人 H12 構成比 16.5% 64.8% 18.7% 100% 人 1,583人 6,392人 2,081人 10,056人 H15 構成比 15.7% 63.6% 20.7% 100% 人 1,479人 6,078人 2,196人 9,753人

15.2%

《年齢別人口の推移》

22.5% (資料:住民基本台帳、各年4月1日現在)

100%

(2) 厳しさを増す財政状況

構成比

H18

本町では、厳しさを増す行財政運営に対処するため、平成17年3月に緊 急行財政改革決定事項を策定し、その改革事項の多くを直ちに具体化するな どして行財政改革に取り組んできました。

62.3%

しかしながら、地方交付税額の減少は、小さな町にとっては予想をはるか に超えてその影響が及んでいます。現在、歳入不足分は財政調整基金を取り 崩して対処していますが、この基金も年々減少傾向にあり、今後においては、 新規事業の原則凍結、事務事業の徹底した見直しによる歳出削減などを強力 に進めることはもとより、歳入の確保についても全力を注ぎ、さらなる財政 の健全化を図ることが必要となっています。

7 改革大綱

本プランにおいては、自主財源の確保・歳出削減といった行政内部コストの改革を進めることはもとより、行政と町民の役割分担等も見直し、持続可能な行財政運営の確立を目指すことを骨子とします。

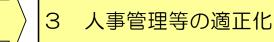
【改革大綱】

持続可能な行財政運営の確立を目指し、次のとおり改革に取り組みます。

持続可能な行財政運営の確立

1 行政の担うべき役割の重点化

2 組織力の強化



4 公平の確保と透明性の向上

5 自主性・自立性の高い財政運営の確保

(1) 行政の担うべき役割の重点化

行政の担うべき役割の重点化を図り、簡素で効率的な行政運営の実現を 目指します。

ア 事務事業の見直し

原則、新規事業は凍結するものとし、現行事業にあっても、 廃止・縮 小を含めて見直します。

イ 公共施設等の見直し

維持管理経費の節減と効率的かつ有効的な運用を図るため、施設の業 務内容等も考慮のうえ、町の公共施設等を見直します。

ウ 公営企業等

水道事業においては中期経営計画を策定し、下水道事業においては現行の財政計画に基づいて経営の健全化を図ります。

エ 第三セクター・外郭団体 **9 第三セクター及び外郭団体の経営健全化を図ります。

オ 地域力の活用

地域の諸問題や各種事業等について、自主自律的な取組や協働による取組など、町民の地域に対する関心や参加意識の醸成を図り活用します。

(2) 組織力の強化

効果的かつ効率的な行政運営を図れるよう、役場組織を不断に点検・見直しし、真に必要な業務に重点的に職員配置するなど、より機能的な行政組織への転換を図ります。また、プロジェクト組織の活用、職員提案制度の活用等により組織力の強化を図ります。

ア 役場組織の見直し

不断に役場組織を見直しし、真に必要な業務に重点的に職員配置するなど、より機能的な行政組織への転換を図ります。

イ 組織の活性化等

プロジェクト組織や職員提案制度を積極的に活用し、組織の活性化等を図ります。

(3) 人事管理等の適正化

社会経済情勢の変化等に細心の注意を払い、職員の定員管理等及び給与等の適正化を図ります。また、多様化する行政課題などに的確に対応するため、職員の人材育成を進めます。

ア 定員管理等の適正化

**1 定員適正化計画に基づき、職員の定員管理の適正化を図ります。

イ 給与等の適正化

厳しい社会経済情勢や財政状況を踏まえた厳格な定員管理に加え、能力・職責に応じた給与制度の運用を図りながら人件費の抑制に努めます。

ウ 人事管理・人材育成の推進

人事評価システムを導入し、能力や成果などによる人事管理を推進します。また、人材育成基本方針を策定し、行政課題に適切に対応できる

職員の人材育成及び意識改革を図ります。

(4) 公正の確保と透明性の向上

パブリックコメント手続制度の導入などにより、公正の確保と透明性の 一層の向上を図ります。

(5) 自主性・自立性の高い財政運営の確保

積極的に自主財源の確保を行うとともに、管理経費等の節減合理化、補助金等の整理合理化などをさらに進め、自主性・自立性の高い財政運営の確保を図ります。

ア 自主財源の確保

町税収納率の向上、使用料・手数料の適正化、未利用町有地の売却などを進め、自主財源の確保を図ります。

- イ 管理経費等の節減合理化 常にコスト意識を持ち、管理経費等の節減合理化を図ります。
- ウ 特別会計の健全化 特別会計の健全化を図り、一般会計からの繰出金を最小限にとどめます。
- 工 補助金等の整理合理化 団体補助金・各種補助制度の整理合理化を図ります。
- オ 公共工事 公共工事の入札制度改革等を図ります。

8 改革の進め方

町長を本部長に、行政改革の推進を図るために設置されている「横瀬町行政改革推進本部」を核として、役場組織を挙げて行政改革を推進します。

また、改革に伴う成果・進捗状況等を公表するとともに、より実状に即した改革を進めるため、検証・見直しを適宜に実施します。

Ⅱ 取組事項 (実施計画)

1 行政の担うべき役割の重点化

ア 事務事業の見直し

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
1	新規事業		・緊急性を要するものなどを除き、原則として、新規事業は凍結します。	計画期間中は、原 則凍結します。	全課所 総務課
2	**16 任意団体事務	・緊急行財政改革決定事項で基準を定め、見 直しを進めています。	・緊急行財政改革決定事項で定めた基準に基 づいて、任意団体事務を見直し、自主・自 立運営に移行するよう指導を強化します。		関係課所
3	国際交流事業	・横瀬中学校3年生を対象に、海外派遣事業を実施しています。	・国際交流事業を見直します。	平成19年度までに 見直します。	総務課
4	健康まつり	・例年「よこぜまつり」にあわせて町民会館 を会場に開催しています。	・実施方法を含め、最小経費で事業実施が出来るよう見直します。	平成19年度までに 見直します。	総合福祉セ ンター
5	よこぜまつり	・毎年10月末に、町民会館駐車場を会場に開催しています。・平成18年度では、町から補助金として330万円が予算措置されています。・緊急行財政改革決定事項では、創意工夫による事業経費の削減などを条件に継続することとしています。	・実施方法を含め、最小経費で事業実施が出来るよう見直します。	平成19年度までに見直します。	振興課
6	降下ばいじん、河川水 質測定事業	・降下ばいじん6地点/年12回、河川水質8地点/年6回の定点測定を実施しています。	・最小経費で事業目的が達成できるよう測定 地点数及び回数などを見直します。	平成19年度までに 見直します。	振興課
7	町民体育祭	・毎年10月に、町民グランドを会場に開催しています。・平成18年度では、事業経費等で約80万円が予算措置されています。・緊急行財政改革決定事項では、創意工夫による事業経費の削減などを条件に、継続することとしています。	・実施方法を含め、最小経費で事業実施が出来るよう見直します。	平成19年度までに 見直します。	教育委員会

8	ヨコゼ音楽祭	・毎年8月に、町民会館を会場に開催しています。 ・平成18年度では、町補助金として200万円が予算措置されています。	・ヨコゼ音楽祭基金残高の減少に伴い、事業 の運営方法を見直します。	平成19年度までに 見直します。	町民会館
9	業務等委託の推進	・外部委託の可能性のある業務についても、 基準がないために直営で実施している状況 にあります。	・外部委託の方が有利な業務を洗い出すための基準を策定します。・既に委託している業務については、見直しを図り、その他の業務については、外部委託の可能性を検討します。	策定及び見直しま す。	
10	文書管理システム	・紙ベースにより文書管理をしています。	・文書管理方法等を見直します。	平成19年度までに 見直します。	総務課
11	事務事業全般		・事務事業全般について、必要性、効果性、 効率性などの視点から見直しを行い、それ らの再編、整理、廃止、統合による効率 的、効果的な事務事業の推進を図ります。		全課所

イ 公共施設等の見直し

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
12	芦ヶ久保出張所	・総務課長が所長を兼務し、非常勤職員が住 民票、印鑑証明書等の交付及び収納事務な どを取り扱っています。	・出張所の管理運営方法等を見直します。	平成19年までに見 直します。	総務課
13	横瀬町総合福祉センター	・保健センター・老人福祉センターとも直営で管理運営しています。 ・緊急行財政改革決定事項では、老人福祉センター部門の指定管理者制度への移行を具体的に進めることとしています。	老人福祉センター部門の指定管理者制度へ の移行を引き続き検討します。	平成19年度を目途 に見直します。	総合福祉センター
14	横瀬町保育所	・直営で管理運営しています。	・指定管理者制度などの活用も含め、管理運 営方法等を見直します。	平成21年度までに 見直します。	保育所
15	横瀬児童館	・直営で管理運営しています。	・指定管理者制度などの活用も含め、管理運 営方法等を見直します。	平成21年度までに 見直します。	児童館

16	横瀬町活性化センター	・直営で管理運営しています。	・指定管理者制度の活用も含め、管理運営方 法等を見直します。	平成19年度までに 見直します。	振興課
17	横瀬町農村公園	・直営で管理しています。	・管理方法等を見直し、施設管理費の削減に 努めます。		振興課
18	ウォーターパーク・シ ラヤマ	・直営で管理しています。	・管理方法等を見直し、施設管理費の削減に 努めます。		建設課
19	町営住宅	・直営で管理しています。・老朽化が進んでいます。	・廃止又は建て替え等を含め、町営住宅を見 直します。	平成19年度までに 見直します。	建設課
20	町民グランド	・直営で管理しています。	・施設管理費の削減に努めます。		教育委員会
21	横瀬町町民会館 (図書館、公民館を含 む。)	・直営で管理運営しています。	・指定管理者制度の活用も含め、管理運営方 法等を見直します。	平成20年度までに 見直します。	教育委員会
22	横瀬町歴史民俗資料館	・直営で管理運営しています。・緊急行財政決定事項では、直営で管理運営を続けることとしています。	・指定管理者制度の活用も含め、管理運営方 法等を見直します。	平成20年度までに 見直します。	教育委員会
23	横瀬町野外活動施設	・直営で管理運営しています。・施設を縮小のうえ、町民に限り利用期間限定で開所しています。・緊急行財政改革決定事項では、廃止を視野に入れ、教育委員会で検討することとしています。	・当分の間、現状を継続します。ただし、施設の在り方等の検討を続けます。		教育委員会
24	学校等給食共同調理場	・直営で管理運営しています。・施設及び厨房機器等が老朽化し、更新の時期にあります。・緊急行財政改革決定事項では、教育委員会が中心となり、学校給食業務の外部委託等について細部にわたる検討を行うこととしています。	・施設の建て替えを含め、管理運営方法等を 見直します。	平成19年度までに 見直します。	教育委員会
25	未利用等の賃借地		・賃借地を見直し、未利用又は利用効率の低いものについては返還等を検討します。	平成21年度までに 見直します。	総務課 関係課所

ウ 公営企業等

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
26	水道事業の経営健全化	・中期経営計画は未策定です。	・中期経営計画を策定し、経営の健全化を図ります。	平成21年度までに 策定します。	上下水道課
27	下水道事業の経営健全 化	・下水道事業財政計画は策定済みです。 ・不足する歳入は、町一般会計予算から繰り 入れています。	・下水道事業財政計画を基に経営の健全化を 図り、町一般会計からの繰入金を最小限に とどめます。		上下水道課

エ 第三セクター・外郭団体

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
28	有限会社果樹公園あしがくぼ	・平成18年度では、地域振興拠点施設使用料 として、「有限会社果樹公園あしがくぼ」 から2040万円の収入を見込んでいます。	・引き続き健全経営が続くよう協力します。		振興課
29	社会福祉法人横瀬町社会福祉協議会	・平成18年度では、734万円の補助金が予算措置されています。・緊急行財政改革決定事項では、経費の削減やサービスの一部有料化等の検討及び会費見直し等の自助努力を促すとしています。	・引き続き経費の削減・サービスの一部有料 化等の検討及び会費の見直しなどの自助努力を促し、補助金の削減を図ります。		住民福祉課
30	横瀬町高齢者事業団	・平成18年度では、452万円の補助金が予算措置されています。・緊急行財政改革決定事項では、経費の削減、料金の見直し等による自助努力を促すとしています。	・引き続き経費の削減・配分金の見直しなどによる自助努力を促し、補助金の削減を図ります。		住民福祉課

オ 地域力の活用

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
31	地域力醸成のための助成制度の創設		・町民が地域の抱える問題を認識し、自律的にその問題等を解決するためのグループなどを組織し、活動する場合の助成制度を創設します。	度を適用します。	改革推進室

32	防疫薬剤の無償配布事 業	・年2回、区からの要望を取りまとめ、乳剤 等の防疫薬剤を無償配布しています。	平成19年度から区 に交付します。	住民福祉課
33	敬老会事業	・町主催により、例年9月に総合福祉センターを会場に4回に分けて町内在住の75歳以上の方を対象に敬者会を開催しています。	検討します。	総合福祉センター

2 組織力の強化

ア 役場組織等の見直し

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
34	役場組織の見直し	・緊急行財政改革決定事項では、平成18年度において自治交流課を総務課に、都市整備課の下水道部門を水道課に、都市整備部門を建設課に統合し、改革推進室を新設するなど組織改革を実施しています。	不断に組織を見直します。		総務課
35	**18 附属機関等の見直し	・緊急行財政改革決定事項では、附属機関等 の統合や委員定数の削減を実施していま す。	・統廃合や委員定数の適正化などを含め、再 見直しし効率的な運営に努めます。		関係課所

イ 組織の活性化等

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
36	プロジェクト組織の活用	・行政評価導入プロジェクト、人事評価導入 プロジェクトなどを立ち上げ活用していま す。			全課所
37	職員提案制度の活用	・職員の自発的な提案・アイデアを行政運営 に活かすため、職員提案を随時受付けてい ます。			改革推進室 全課所

38	**19 スタッフ制の積極的な 活用	・スタッフ制を導入しています。	スタッフ制の良さが活かせるよう、職員の 意識改革に努めます。		総務課
----	--------------------------	-----------------	--	--	-----

3 人事管理の適正化

ア 定員管理等の適正化

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
39	職員の定員管理	・緊急行財政改革決定事項では、定員適正化計画を見直し平成17年度から10年間で13人の職員削減することを公表しています。 (平成17年度を基準(職員数98人)に、平成22年4月1日現在では、5人の削減を予定しています。)	を達成できるよう努めます。		総務課

イ 給与等の適正化

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
40	旅費	・緊急行政改革決定事項では、従来の秩父郡市内の旅費にかかる日当の不支給を埼玉県内にまで拡大しています。 (歳出削減額:約200万円/年)	・議会の議員及び非常勤の特別職を除き日当 は廃止します。 (歳出削減見込額:約35万円/年)	平成19年度から廃 止します。	総務課
41	時間外勤務	・緊急行財政改革決定事項では、事前命令の 徹底、フレックスタイムの活用などにより 時間外勤務の削減を図るよう全課所に指示 しています。	・引き続き時間外勤務の削減に努めます。		全課所
42	地域手当	・支給率5%を4.5%に引き下げて支給しています。 (歳出削減額:約175万円/年)	・期限を区切って支給率を3%に引き下げます。また、手当の再引き下げ等についても検討します。 (歳出削減見込額:約520万円/年)		総務課

43	特殊勤務手当	・緊急行財政改革決定事項では、町税事務、 社会福祉業務、高電圧作業手当(企業職 員)、本支管修理作業手当(企業職員)、 夜間作業手当(企業職員)の各特殊勤務手 当支給を廃止しています。	(歳出削減見込額:約5万円/年)	平成19年度から全 廃します。	総務課 上下水道課
		(歳出削減額:約20万円/年)			

ウ 人事管理・人材育成の推進

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
44	人事評価システムの導入	・緊急行財政改革決定事項では、平成20年度を目途に導入することとしていて、現在、 プロジェクト組織を編成し準備を進めています。		平成20年度までに 導入します。	改革推進室
45	人材育成基本方針の策 定	・人材育成基本方針は未策定です。	・人材育成基本方針を策定し、職員の人材育成及び意識改革を図ります。	平成19年度までに 策定します。	総務課
46	職員の意識改革	・コスト意識は、職員の間に定着しつつあります。	・町民に視点を置いた行政サービスを行うため、職員の経営感覚やコスト意識を養います。		総務課

4 公正の確保と透明性の向上

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
47	積極的な情報等の公表	・公正で透明な町政を推進するため、横瀬町 情報公開条例に基づいて公文書の公開を行 っています。	・公正で透明な町政を推進するため、情報公開を推進します。		改革推進室
	パブリックコメント手 続制度の導入	パブリックコメント手続制度は導入されていません。	・パブリックコメント手続制度の導入を検討します。	平成19年度までに 導入を検討しま す。	

49	行政評価システムの導	・緊急行財政改革決定事項では、平成20年度	・行政評価システムを導入します。	平成20年度までに	改革推進室
	入	を目途に導入することとしていて、現在、		導入します。	
		プロジェクト組織を編成し準備を進めてい			
		ます。			

5 自主性・自立性の高い財政運営の確保

ア 自主財源の確保

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
50	町税等の滞納整理	・緊急行財政改革決定事項では、滞納整理プロジェクトチームを編成し、全庁的に取り 組むとしています。	・滞納整理プロジェクトチームを活用し、納 付率の向上を図ります。		税務課 関係課所
51	県税取扱事務交付金	・納期限内に町で収納した自動車税額の2% が町に交付されます。 (平成18年度実績額 約29万円/年)	・広報紙などを通じて町民に広報し、町出納 室での収納取扱いを増やし、交付金の増収 を図ります。		総務課出納室
52	県証紙売りさばき手数 料	・町出納室で取り扱う「埼玉県証紙」は、売りさばき代金の3.15%が手数料として町に交付されます。			総務課出納室
53	使用料・手数料等の見直し	・緊急行財政改革決定事項では、行政財産の 使用料の見直し、税務関係・戸籍関係事務 手数料の見直し、検診費実費徴収額及び水 道関係手数料の見直しを実施しています。			関係課所
54	未利用普通財産の売却	・緊急行財政改革決定事項では、処分可能な 未利用普通財産を売却するとしています。	・未利用普通財産の売却を計画的に進めます。		総務課
55	町主催事業等(各種教室、講座など)の受益 者負担の適正化		・公平・公正の観点からも、引き続き受益者 負担の適正化を図ります。		関係課所
56	町刊行資料等の有料化	・町が刊行した計画書や統計書などは、有料な物と無料な物が混在しています。	・行政運営推進のためになど町民等に配布する場合などを除き、原則として有料とし、 実費額を徴収します。	平成19年度から徴 収します。	総務課関係課所

57	有料広告制度の導入	・広報紙などへの有料広告制度は導入してい	・広報紙などへの有料広告制度の導入を検討	平成19年度までに	総務課
		ません。	します。	検討します。	

イ 管理経費等の節減合理化

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
58	光熱水費の削減	・役場組織全体で、光熱水費の削減に努め、 併せて環境に配慮しています。	・引き続き徹底した光熱水費の削減に努めます。		総務課 全課所
59	公有自動車の管理	・一部の車輌を除いて、各課所ごとに管理しています。	・有効利用を図るため、一部の車輌を除き集中管理に移行します。また、所有台数の削減や軽自動車への買い換えを図ることにより維持管理経費の削減を図ります。	行します。	総務課

ウ 特別会計の健全化

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
60	横瀬町国民健康保険特別会計	・不足する歳入は、町一般会計予算から繰り 入れています。	・標準基礎課税総額などを基に税率を見直して特別会計の適正化を図り、町一般会計からの繰入金を最小限にとどめます。		住民福祉課 税務課
61	横瀬町介護保険特別会計	・65歳以上の保険料は3年ごとに見直しています。・町からは、給付費の12.5%を繰り入れています。・平成15年度から平成17年度の給付費は、大幅の伸びを示しています。	・要介護状態の改善に繋がる介護予防事業の 実施及び適正な介護予防給付に努めます。		住民福祉課
62	横瀬町老人保健特別会計	・社会保険診療報酬支払基金交付金、国庫支出金、県支出金及び町一般会計繰入金の財源で運営されています。 ・平成20年度から後期高齢者医療制度に改められます。	・医療の適正受給を推進し、医療費の削減に 努めます。		住民福祉課

63	横瀬町下水道事業特別	・下水道事業財政計画は策定済みです。	・下水道事業財政計画を基に経営の健全化を	上下水道課
	会計	・不足する歳入は、町一般会計予算から繰り	図り、町一般会計からの繰入金を最小限に	
	(No.27再掲)	入れています。	とどめます。	

エ 補助金等の整理合理化

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
64	有価物回収事業報償金 ・助成金	・有価物の回収量に応じて、地域団体及び回収業者に報償金(助成金)を交付しています。	・事業の必要性・在り方・報償金額などを総合的に見直します。	平成19年度までに 見直します。	住民福祉課
65	健康長寿奨励金	・緊急行財政改革決定事項では、従前の敬老年金を健康長寿奨励金にリニューアルしています。(歳出削減額:約220万円/年)	・支給対象者の見直しなど制度の廃止も含めて検討します。	平成19年度までに 検討します。	住民福祉課
66	老人クラブ補助金	・老人クラブ活動費補助金と老人クラブ連合 会補助金としてそれぞれ交付しています。	・老人クラブ連合会補助金に一本化し、補助 交付します。併せて補助額を見直します。	平成19年度から一 本化します。	住民福祉課
67	各種団体補助金	・緊急行財政改革決定事項では、町内各種団体等への補助金の見直しを実施しています。 (歳出削減額:約300万円/年、No.29・30の削減額を含む。)	・所管課所において、活動状況及び収支状況 等を精査し、廃止・減額等も含め再見直し します。		関係課所
68	各種負担金等	・加入等している各種協議会・連絡会などに 負担金等を支出しています。	・加入が真に必要なものなのかなどを精査 し、脱会等も含めて見直します。	平成19年度までに 見直します。	関係課所

才 公共工事

No.	事業名等	現 況 等	改革内容等	スケジュール等	担当課所
69	公共工事等の入札制度	・総合評価方式による入札制度及び電子入札 共同システムについては未導入です。		平成19年度までに 見直します。	総務課

[※] スケジュール等欄の横線表記は、「期限を特定しない」又は「計画期間中を通して実施する」を表します。

用語解説

※ 1 緊急行財政改革決定事項

厳しさを増す行財政運営に対処するため、町新行政改革大綱・実施計画とは別に緊急に個別事項の改革に取り組んだもので、これを取りまとめて、平成17年3月に公表した「町民と行政の協働で進めるまちづくりのための行財政改革プログラム」(緊急行財政改革プラン)と補足をもって、本町では国から求められた「集中改革プラン」の公表としています。

※ 2 横瀬町行政改革推進委員会

町長の諮問に対して、横瀬町の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議するために設置された組織で、委員数は10人以内で、町長が委嘱します。

※ 3 地方交付税

地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障するというもので、国税5税(所得税・酒税・法人税・消費税・たばこ税)の一定割合分の合算額を再配分するものです。使途は、地方公共団体の自主的な判断に任されています。

※ 4 三位一体改革

国庫支出金の減額・地方への税源移譲・地方交付税の見直しの三つを包括的に改革することをいいます。

※ 5 臨時財政対策債

いわゆる「赤字地方債」のひとつで、建設事業向けではなく経常経費にも充当できるとされています。国の地方交付税特別会計の借入金による地方財源不足の補てん方式をやめて、地方公共団体が直接に借入を行う方式に切り替えたもので、平成13年度から3年間の間に発行され、その後さらに平成18年度まで延長されています。

※ 6 実質単年度収支

単年度収支(その年度中に発生した黒字又は赤字をいう。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いて求める。)に地方債の繰り上げ償還額と財政調整基金への積立金を加え、積立金取り崩し額を差し引いたもので、実質的な債務の増加又は貯蓄等債権の増加を捉えようと言う指標です。

※ 7 財政調整基金

財政調整のために必要な財源を積み立てた資金のことをいい、本町では、横瀬町財 政調整基金条例に基づいて、毎年度一定額以上の積み立てを行っています。

※ 8 第三セクター

国及び地方公共団体が経営する公企業を第一セクター、私企業を第二セクターとし、 それらとは違う第三の方法による法人という意味で、ここでは町が出資している「有限 会社果樹公園あしがくぼ」を指します。

※ 9 外郭団体

本プランでいう外郭団体とは、業務内容、財政支援等で町行政との関連が強い団体をいい、具体的には、社会福祉法人横瀬町社会福祉協議会及び横瀬町高齢者事業団を指します。

※10 職員提案制度

自治体によって様々な目的等で制度を設けているのが見受けられ、本町では、行政 事務事業等の合理化及び能率化などを図るために職員からの提案を奨励しています。

※11 定員適正化計画

地方公共団体が簡素で効率的な行政を目指すため、職員数の抑制や適正配置をするために定める計画です。

※12 人事評価システム

職員の勤務実績や能力等を客観的かつ公正に把握することにより、人材育成や処遇等に反映させるシステムです。

※13 人材育成基本方針

地方公務員法第39条第3項に「地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の 指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めるものとする。」と規定が あり、これに基づいて策定する基本方針です。

※14 パブリックコメント手続制度

行政が政策や計画等を立案するにあたり、募集する住民意見そのもので、住民意見を 汲み取って政策決定に反映させる機会を持たせる制度です。

※15 横瀬町行政改革推進本部

町長を本部長に、助役(副本部長)、教育長及び各課長を本部員にした町の行政改革推進を図るために設置された組織です。

※16 任意団体

本プランでいう任意団体とは、法令、条例及び町規則等の根拠に基づいて設置された団体以外を指します。

※17 指定管理者制度

地方公共団体の公の施設管理を、地方公共団体の指定を受けた指定管理者が管理を代行する制度です。

※18 附属機関

町民、各種団体、学識経験者などから選任された委員により、町政の重要事項等について審議、審査、調査などを行う機関をいいます。これらの機関は、町が法律又は条例を根拠に設置しています。

※19 スタッフ制

本プランでいうスタッフ制とは、役場組織において「課」の下に置いていた「係」を廃止し、「課」を最も小さな単位とし、課長以外はスタッフ(担当者)としたことです。「係」という枠を取り払ったことにより、課内の事務配分等が課長の裁量でできることなどにより、仕事の繁閑を無くすことや迅速な決裁などの効果を期待できます。

横瀬町行財政改革プラン 2007~2009

発行 平成19年3月

埼玉県横瀬町

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬4545番地 La 0494-25-0111 FAX 0494-23-9349 ホームページ http://www.town.yokoze.saitama.jp/